

じゃらん遊び体験予約への登録支援事業実施要領

(目的)

第1条 北陸新幹線越前たけふ駅開業を見据え、越前市の体験コンテンツの売込み強化を行うこと。

(事業概要)

第2条 一般社団法人越前市観光協会（以下「観光協会」という。）が、じゃらん遊び体験予約への登録を希望する市内事業者（以下「希望者」という。）及びすでにじゃらん遊び体験予約に登録をしている市内事業者（以下「登録者」という。）に対して、以下の登録支援を無料で行う。

(1) じゃらん担当者等への斡旋

じゃらんの担当者を紹介し、商談を行うための調整を行う。また、じゃらん登録に係る情報提供（福井旅の体験手帖 ふくのね等）を行う。なお、希望者又は登録者は必要に応じて複数回斡旋、情報提供を受けることができる。

(2) 写真撮影

プロのカメラマンによる体験・アクティビティの写真撮影を行う。必要に応じて、モデル等も手配することで、魅力的な写真となることを目指す。ただし、写真撮影は希望者又は登録者の各プラン（日付やタイトル等のみが異なる同様のプランについては同じプランとみなす。）につき1回まで実施できるものとする。

(3) 記事作成支援

プロのライターが体験・アクティビティに関する取材を行い、じゃらん遊び予約体験に掲載するためのキャッチフレーズや記事作成を行う。ただし、記事作成は希望者又は登録者の各プラン（日付やタイトル等のみが異なる同様のプランについては同じプランとみなす。）につき1回まで実施できるものとする。

(4) プラン造成支援

希望者又は登録者が、じゃらん遊び体験予約に掲載する新プランを造成する際、観光協会が助言等の支援を行う。

(事業実施期間)

第3条 事業実施期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、先着順に実施のうえ、予算の上限額に達し次第、終了するものとする。

(申込)

第4条 利用者又は登録者は、支援を希望する際、じゃらん遊び体験予約への登録支援申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を観光協会会長（以下「会長」という。）に対

し提出し、承認を得るものとする。

(その他)

第5条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、観光協会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。